4　本報告書は、認定実施予定返金措置計画（法第 10 条第６項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された実施期間の経過後１週間以内（当該実施期間の経過後１週間の最後の日が行政機関の休日に当たる場合にあっては、当該休日の翌日まで）に消費者庁長官に提出する。

5　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第 21 条関係）

（第１葉）

第　　号

年　　月　　日発行

不当景品類及び不当表示防止法第 25 条第１項の

規定による立入検査をする職員の身分証明書

写真

押出スタンプ

所　属

官　職

氏　名

年　　月　　日生

発行者名㊞